

緊急事態宣言の延長に伴う区の考え方

1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

・新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、区民の「命」を守る施策を強化する。

・新規感染者数は減少が続いているが依然として高い水準となっており、また、アルファ型から感染力の強いデルタ型に全国的にほぼ置き換わったと考えられている。人の流れを抑制するため、引き続き、区主催・後援イベントの中止・延期の検討を行うほか、区民や事業者に、不要不急の外出やイベント・集会の自粛を呼びかける。

ただし、区民生活や事業活動が制約を受ける期間が長期化することから、感染症の拡大防止対策を徹底した上で、貸出施設等の対応については、区民生活や事業活動等への影響を極力少なくする。

・区民に必要な情報を適時適切に発信する。

感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、条件付きで開館する。原則として、貸出施設等の開館は夜8時までとするほか、飲食、会食、カラオケ等飛沫感染の危険性が高い利用については、自粛を呼びかける(期間：令和3年7月12日～令和3年9月30日)。ただし、学校の体育館及び格技室の貸出については、児童・生徒の感染防止対策の徹底を図るため、引き続き貸出を休止する。(別紙参照)

3 区主催イベント・事業等の対応

宣言期間内の区主催・共催イベント・事業等については、事業ごとに実施の時期・内容を含めて見直しを行う。また、実施する場合は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

4 会議等の開催

宣言期間内に区を行う会議等については、原則として書面やオンライン開催等によることとするが、開催する場合には、感染予防対策の徹底を図る。

国や都の要請内容によっては今後変更する可能性がある。

主な施設等の開設状況

出張所

業務を継続します。

すみだ清掃事務所

業務を継続します。

障害者施設

通所施設について、一部業務を除き、継続します。

高齢者施設

入所施設、通所施設について、一部業務を除き、継続します。

子育て支援施設

保育所・学童クラブ・子育てひろば・児童館について、業務を継続します。

保健センター

業務を継続します。

コミュニティセンターなどの区民施設

施設によって異なりますので、下記のリンク先からご確認ください。

すみだ産業会館

午後8時まで（ただし、イベント開催時は午後9時まで）開館します。

すみだトリフォニーホール

午後9時まで（ただし、イベント開催時以外は午後8時まで）開館します。

すみだ北斎美術館・すみだ郷土文化資料館

通常どおり開館します。

屋外のスポーツ施設

午後8時まで開設します。

屋内のスポーツ施設

午後8時まで開館します。

図書館

午後8時まで開館します。ただし、閲覧席の半減、1時間以内の利用要請及び混雑時の入館対応を行います。

地域集会所、集会施設

午後 8 時まで開館します。

公園施設

閉鎖する公園はありません。

区立小中学校

教育活動は継続します。ただし、学校施設の貸出（旧学校を含む。）は、屋外の施設（校庭）は午後 8 時まで貸出を行い、屋内の施設（体育館及び格技室。ただし、旧学校を除く。）は、引き続き、9 月 30 日（木曜日）まで貸出を休止します。